

令和7年10月28日

旭川開発建設部

合同で特殊車両の取締り等を行いました

～違反車両1台に対して指導を実施～

旭川開発建設部では、愛別車両計測所で今年度6回目の特殊車両の取締りを行い、**1台の違反車両に対し指導を実施しました。**

あわせて、北海道警察旭川方面本部が過積載の取締りを実施しました。

- 1 実施日時 令和7年10月17日(金) 13:15～15:00
- 2 実施場所 一般国道39号 愛別車両計測所(愛別町:別紙参照)
- 3 取締結果 計測車両 全5台 うち**違反車両 1台**

	(違反の内容)	(指導の内容)
①	無許可(車両諸元違反)	警告

旭川開発建設部では、引き続き特殊車両の取締りを進めていきます。

【道路管理者から】

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、道路附属物の破損を起こす一因となっていることから、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」(※)に基づき、違反者対策の強化を進めています。

特殊車両の申請手続についてはお気軽に申請窓口(札幌開発建設部:011-611-4160)までご相談ください。

(※)「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部

公物管理課 課長 深澤 栄太郎(0166-32-2072)

上席専門官 中村 あづさ(0166-32-4592)

旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式 X(旧 Twitter アカウント) @mlit_hkd.as



令和7年10月17日(金)
@愛別車両計測所

今年度第6回目の特殊車両取締りを実施しました。

協力依頼の様子



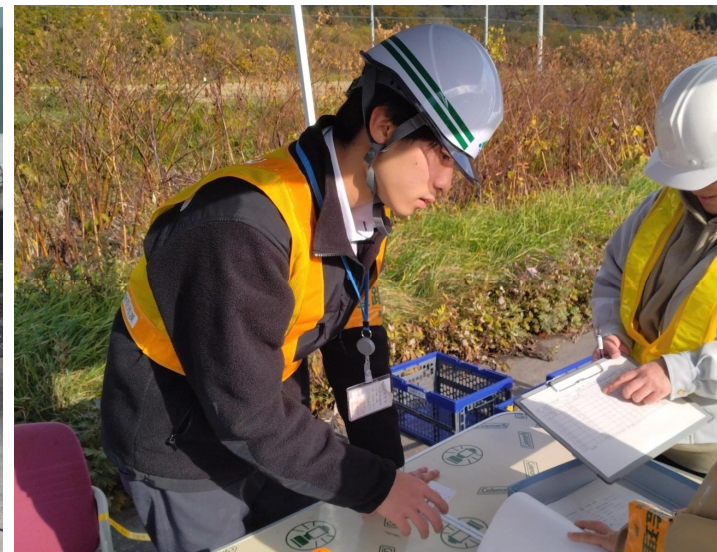
違反車両ではありません

寸法計測



北海道警察旭川方面本部
による重量計測

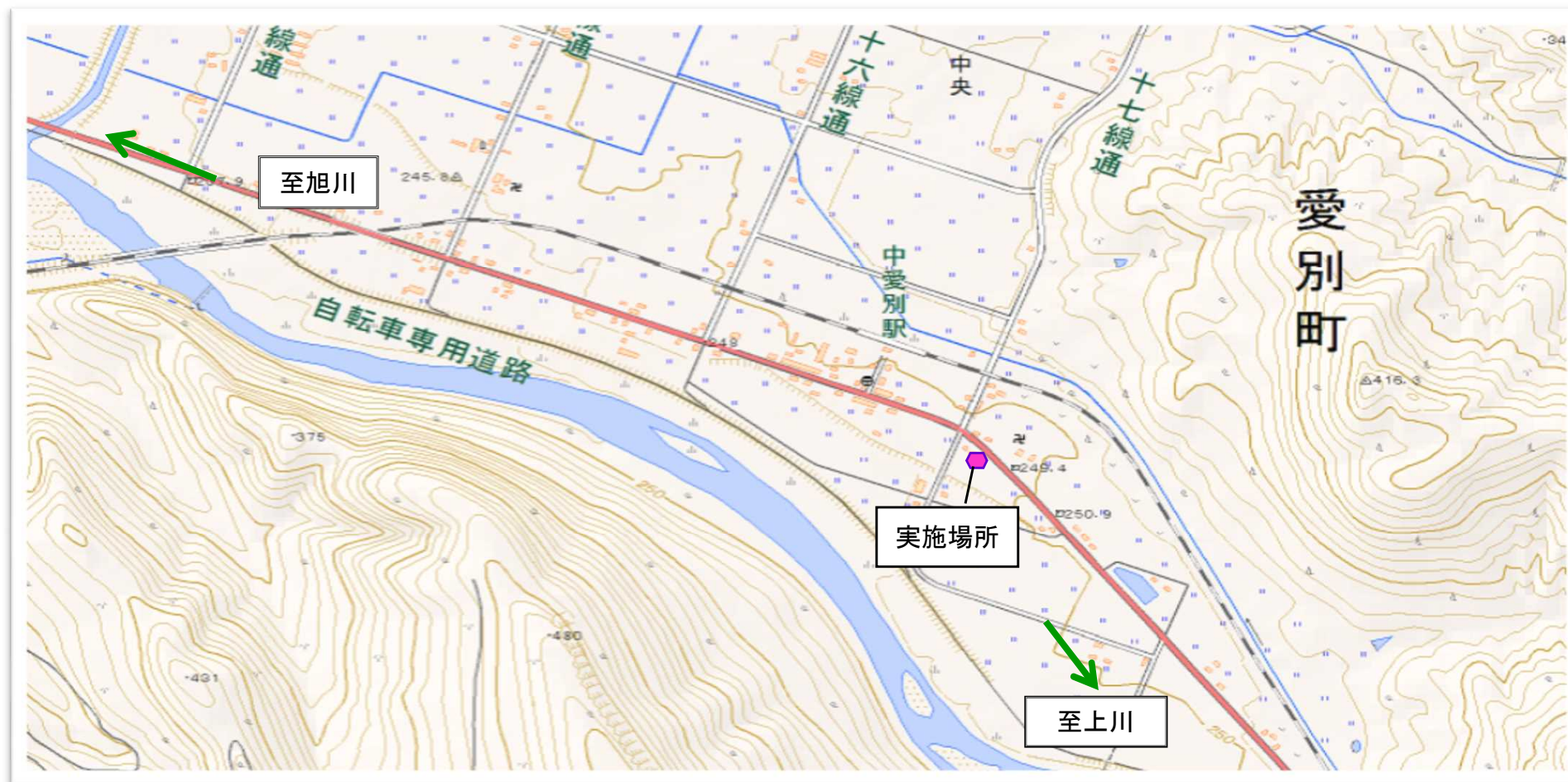
重量計測



許可証等の確認

●実施場所

愛別車両計測所(上川郡愛別町字中央)



出典: 国土地理院WEB

STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には 許可が必要です!!

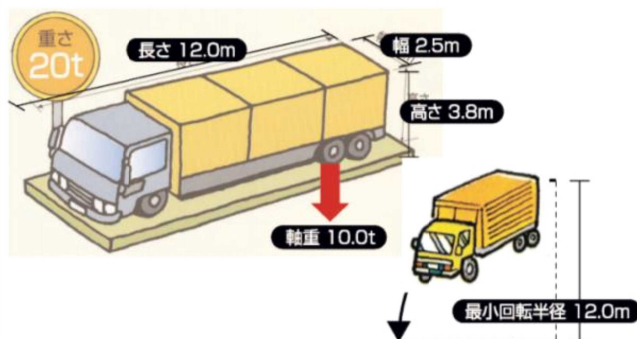
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法で定められています**。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



みんなの道路が悲鳴をあげています!

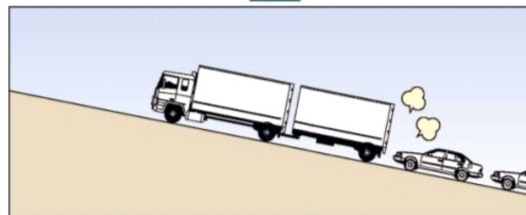
道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



円滑な交通の流れを妨げています。



ひび割れや
わだちなどの発生。

